

令和元年度第2回美濃加茂市都市計画審議会

会議録



令和元年9月25日

令和元年度第2回美濃加茂市都市計画審議会

- 1 日時 令和元年9月25日(水)午後7時～
- 2 場所 美濃加茂市役所 本庁舎3階 第1議会委員会室
- 3 出席委員(敬称略)
大野栄治会長 鈴木登委員 矢島良子委員 高井厚委員 牧田秀憲委員
酒向信幸委員 森弓子委員 坂口達也委員 横山俊二委員 山本順子委員
若泉睦弘委員 宮口誠委員 長谷川尚子委員
- 4 事務局
建設水道部長 同部対策監 都市計画課長 同課都市計画係長 都市整備課長
同課都市整備係長 都市計画課主事(書記)
- 5 議題
 - (1) 開 会
 - (2) 挨拶
 - (3) 審 議
議第1号 美濃加茂市都市計画マスタープラン見直し(案)について(意見照会)
議第2号 美濃加茂市立地適正化計画(案)について(意見照会)
 - (4) 報告
報第1号 特定用途制限地域の規制緩和(案)について(報告)
報第2号 今後のスケジュールについて
 - (5) 閉 会
- 6 議事内容 別紙のとおり
- 7 報告事項 別紙のとおり

議 事 内 容

○会長

会長の大野でございます。皆様のご協力を得ながら会議を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入らせていただく前に、「都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、審議会会長の職務代理者を指名させていただきます。職務代理者を高井委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。本日の議案は、式次第に記載があります議第1号と議第2号の2議案でございます。2議案とも関連がありますので、一括して審議をお願いしたいと思います。それでは、議案の説明を事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局（資料説明）

○会長

ありがとうございました。只今ご説明いただきました内容につきまして、皆様からご意見、ご質問を賜りたいと思います。なお、本日の審議会では、この2つのテーマの内容を固めたいという事務局の意向があります。従いまして、具体的に修正してほしいというようなご意見やご質問をお願いしたいと思います。どなたからでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員

資料2の77ページのスプロールについて関心があります。行政主体の取組の中で、特定用途制限地域とありますが、これは都市計画法上にあるのか、あるとすればその内容とともに教えていただきたいと思います。

○事務局

都市計画法の中にございます。平成12年の都市計画法の大改正があった時に、特定用途制限というのが新しく入ってきました。建物の用途に制限をさらに加えたりするというので、本日の最後の報告の中にも特定用途制限の規制緩和というのがありますが、建物の用途を住宅に限る、レジャー系があると困るので制限をかけるなどに使われています。美濃加茂市は岐阜県の中で最初にインター付近について特定用途をやらせてもらった経緯がございます。

○委員

用途だけの制限であって、建物自体を建てることの制限はないのですか。

○事務局

そのとおりです。

○委員

意見を2点ほど述べさせていただきます。まず1点目です。私は今まで特徴のあるまちづくり、資源を絞って特化してはどうかというような意見を言ってきましたが、総花的と言いますか何にでも取り組めるような体系になっているかと思います。そうかといって、これから国や県との事

前協議をし、予算を確保していく上でもどこからでも取り組めるということも1つの方法かと思います。従いまして、市の案に対しまして、私個人としてはこの案の骨格については良とします。賛成したいと思います。ただ、これから住民説明会や関係機関との調整などで小さな変更等はあるかと思いますが、十分に対応していただきたいと思います。もう1つは、今後、実施計画や短期計画など具体的な事業計画をつくられると思いますが、そういう中で私が言っているような意見をぜひ取り上げてほしい。というのは、あれもこれもやると何をやったか分からなくなる。なぜなら、庁舎の移転にもお金がかかることとなります。市長の語る会でもおっしゃっていましたが、最小で最大の効果を発揮するということでやっておられるのであれば、事業という観点から、例えば安全なまちにしていくなど、特化したことになっていただきたいと思います。

それから2点目です。また財源の話で申し訳ないのですが、財政的にも非常に困難な時代になってきています。都市計画から財政的なことを考えていただきたいと思いますということから、平成元年の都市計画法を見させていただいた。

○会長

すみません。内容について具体的にどここの点をどうしたらよいかというご指摘をいただけると助かるのですが。

○委員

内容に関わると思っております、ぜひ会長さんにもお骨折りいただきたいのですが、都市計画道路がいろいろと決められていますが、いつ出来上がるのかわからないようなものがいまだに上がっている。30年も40年も放置されているということは、決して好ましくないのではないかと、そういった観点のことをぜひ指摘していただきたいと思います。

○会長

今のご指摘に関わることで、「何々の整備」と言い切っているものと、「何々整備の検討」と言うのと、「何々整備の推進」と言うのと、整備について3種類の使われ方をしているのですが、既に決まったことは「整備」と言い切って、これから整備するかどうか、これを20年間で考えますというのが「検討」、もう始まっているけれども20年で終わるかどうかわからないものを「推進」というように使いわけているということでしょうか。

○事務局

ほぼそのとおりですが、整備するという方針が決まっております、また整備しているというものを「整備」、20年先にはどうしてもやらなければならない、ただ方法論や財源は未知数というものは「検討」、「推進」は両方に使えるのですが、ハード整備事業以外で進める必要がどうしてもあるというものは「推進」というような言葉の使い分けをしています。

○事務局

2点目のご質問の補足ということですが、現在の美濃加茂市の都市計画道路は29路線あります。そのうち未整備、未着手のものが6路線ありまして、それらを今後、まわりの交通状況やまちづくり全体の視点を考えながら検討、見直しをしていくという考え方で、マスタープラン(案)の35ページに記載しております。

○会長

ありがとうございます。他かいかがでしょうか。

最後にご説明があった資料3の10ページの健康づくり、都市機能誘導の目標事業の目標値について、例えば健康づくりについてですが、市民の1日平均歩数というのは、市民全体、若いも若きもということによろしいでしょうか。

○事務局

厚生労働省や国土交通省が使っております20～64歳の平均ということで、何故かはわかりませんが、年齢とともに歩く歩数も違うということはデータ上出ているようです。健康寿命を延ばす中で、比較的たくさん歩ける年代、メタボや生活習慣病などの予防というところに重点があるのかと思っています。

○会長

基準値を現在の状況を基にしてよいものかどうか。現在の数字が全体的に低いとなると、そこから1,500歩多いにしてもそれでも足りないような気がします。人間ドックへ行くと、1日何歩、何時間歩きなさいと言われる。何々の平均値というよりは、健康であるためには基準はこうですというようなものはないのですか。5千歩から6千歩というのは平均ですね。1日1時間、1日1万歩など絶対的な数字はないですか。

○事務局

非常に高い目標が厚生労働省から出ていまして、悪くても8千歩、目標は9千歩。ただ色々な学者が調べているのをみると、とても無理です。人により歩き方が違うという結果も出ています。普通の都市だと5千から6千の間に山がありますが、歩く人は1万歩以上歩くというデータが出ています。厚生労働省が言うには、皆が8千歩歩くというのは年齢や職業により異なるとのことで、今歩いている数に対して1,500歩というのを目標にあげていますので、私共もこれに共感しあげさせていただきました。

○委員

今のことに関連してですが、アプリを開発して実際に登録しようとなると、実際に歩いている方や健康に気を遣っている方が、どれくらい歩いているのか目安にしたいと思って登録し、実際に歩いている方の目標値がプラス1,500歩という目標値になってしまうと思います。今現在歩いていない人や、なかなか歩く機会がない人を基準に入るようにした形にしないと、たくさん歩く人はたくさん歩くけど、今歩いている人は数値が上がれば歩きやすい街になったと思えますが、健康づくりを絡めようと思うと、現在歩いていない世代とか、高齢者などこれから歩き難くなっていく世代を増やすためには、目標の基準値や登録方法などを考える必要があると感じました。

○事務局

貴重なご意見、ありがとうございます。非常に悩んだところではございますが、アプリにタッチする方は健康づくりとか歩く方が多いと思います。そうすると、たくさん歩いている人のデータばかりではないかということが出てくる可能性があります。しかしこの辺りでは既に小牧市が開発をしており、最初は1,000から1,500人くらいの登録らしいですが、これが広がっていく、健康づくりとはそういうところがあります。そういう中で、市の平均というのは浮かんでくるだ

ろうと思います。大きい問題としましては、他に測定方法があるのかということで、国交省が4点ばかりあげています。パーソントリップ調査という交通量調査をやるか、テレビカメラで撮るのか、Wi-Fiを使うとかの方法があるのですが、私共が研究した中ではアプリを使った方がはるかに良い、データ数にかたよりが無いと思います。そういう中でこれを採用したいと思ひますし、また健康課も去年の段階で判断をくだしています。私共もこれに乗る中で健康づくり、まちづくり、にぎわいにつなげていきたいと思ひています。

○委員

2点あります。1点目は、立地適正化計画（案）概要版の3ページの所で、(2)の④の文章の前段がたぶんあると思ひますが、抜けてしまっていると思ひます。その関連で、基本方針を考えると、9ページの真ん中のところに、「まちづくり基本方針4 誰もが移動しやすい環境が整ったまちづくり」と出ていて、交通結節点の機能強化が具体的に細かく書かれましたけど、やはり大変難しく、大事な所というのは、公共交通のネットワークなり、公共交通を利用できない人の移動手段の確保ということで、ここの記述が追加されたところと比べるとちょっと曖昧かなと思ひました。移動支援に向けた制度の構築というのは、仮にどんなことがあるのですかと聞かれたときに具体的な案があるのか。要介護者というのは、これから歩いたり移動したりするのに大事なことだと思うので、そのあたりの記述がもう少し書き込めないかなと思ひました。もう1点ですけど、立地適正化計画（案）概要版の6ページ、黒丸の2番目の区域の設定という所で、赤で下の図に区域が書き込んでありますが、区域の内であること、区域の外であることが、実質的に若干違うような気がします。区域の設定は総合的に判断して決定すると書いてありますが、非常に微妙なラインが書いてあります。総合的に何の基準で設定されたのか、説明できるのかできないのかとか、そのあたりを教えてもらえればと思ひました。

○事務局

本文の間違ひは修正させていただきます。あと、ご指摘のことについては、何とかわかってもらえるような表現にさせていただきます。

○事務局

区域の設定につきましては、本文で指標を掲載しておりまして、概要版では総合的にというように表現を短くしています。

○委員

立地適正化計画（案）概要版の10ページの7の表2の中で、「年度」と「年」が使われていますが、どちらが正しいのでしょうか。

○事務局

「年度」が正しいので、修正しておきます。

○会長

私の感覚なのですが、その下の表3の目標値が79.2%と細かく数字がなっていますが、これは80%とか、あるいは心情的には100%であってほしいです。なぜ20%をあきらめるのか、そのあたりつつこまれないでしょうか。まずは、数字は80%でも良いと思ひますが、プラス5%にこだわられますか。

○事務局

80%というのもあったのですが、プラス5%というように決めさせていただきました。国交省の全国的な資料を調べましたら80%を切っています。全国レベルの色々な都市がある中で、80%は少し高望みかなと思いました。この辺の記述が、本編資料4の56ページの下の「参考 期待される効果の考え方」の所に記述しております。平成25年が最新情報ですが、住生活総合調査を国交省が実施しており、この中から引っ張ってきますと、その時は79.7%という数字でした。なかなか80にはっていないということで、本市の場合はかなり低い所にいますので、また5年経った時に上がってくれば、また上げていくというようなことも考えていきます。

○委員

資料3の8ページで「コモンズ協定を検討」とありますが、このコモンズ協定というのは土地だけなのか、それとも建造物も含まれるのか、その辺はどうでしょうか。調べたところ、固定資産税が3分の2に軽減されるというルールがあるようなのですが、建造物も含まれるのか教えていただきたいと思います。

○事務局

しっかり確認してからと思いますが、空き地の有効活用のために、持ち主も貸したい、まわりの方で借りたいと思っている中で、塩漬けになっている土地がある。美濃太田の駅前にもこういう所が多いですが、こういう所に新しい施策を入れ、良い所もあるので、お話した中でお借りして、公共的な使い方ができないかと思っています。建物の方は調べて報告します。

○委員

資料1の3ページの所で、かわの健康軸という言葉が出てきたのですが、今までの将来都市構造の、2ページのコンパクトプラスネットワークの絵には、緑の健康軸が以前からのっていて、今回、かわの健康軸が出てきていますが、こちらに反映するのか、緑の方は主軸としてやっていて、川の方は後付けというか、公園部分だけなのか、何かあって、のせる、のせないということになっているのでしょうか。

○事務局

かわの健康軸というのは、中山道の中之島とリバーポートパークを結んだ軸で、健康をキーワードにした施策を展開していきたいという考えがありますので、のせていきたいとは思っています。

○会長

他にないですか。只今、皆様から頂戴したご意見をご検討いただいて、修正等よろしくお願いたします。それではこれで二つの議題の審議を終了いたします。次の審議会では、この二つの計画案について、答申案の審議を予定しています。そのほかお気付きの点がありましたら、事務局までお伝えいただきたいと思います。皆様方には慎重なご審議を賜りありがとうございます。以上をもちまして、審議を終わらせていただきます。進行を事務局にお返しします。

報告事項

○事務局（資料説明）

○事務局

先程ほどのコモンズ協定についてですが、コモンズ協定というのは、空き地や空き家を有効活用する上で地権者の方々との協定を結んで、地権者の方にも固定資産税の減免などの有利な点があり、それによって公共空間を有効に活用していこうという制度が考えられています。土地と建物の両方を対象としたものです。説明が不足して内容的には表現が十分にできていないような部分等も修正した上で、答申案の審議に入りたいと思っております。

○委員

特に市民説明会の実施に関心をもっているのですが、前回の会議の時には10月に説明会と聞いていたのですが、今回12月に延びたということです。こういった説明会というのは、案ががんじがらめにならないうちに早めにやって、少しでも意見の反映ができる時期にやるのが相当であろうと思います。12月の実施ということで、住民に反映されるのでしょうか。がんじがらめになってから説明すると不満が出てくる。我々の生活にとって大きな問題だと思いますので、早目にやって少しでも意見を吸収できるようなことをしないと、何かここが後回しになっているような気がしてなりません。

○事務局

意見収集という意味では、昨年度に各地区で2回ずつワークショップを行わせていただきました。そこで意見をいただき、その意見を反映して、このマスタープランと立地適正化計画の案を作成しております。12月に行う説明会というのは、マスタープラン等をこのような形で進めさせていただきたいというアナウンスという位置づけをしております。

○委員

私の思っていたこととだいぶ違います。この間私も出ましたが2回説明会がありましたが、とてもマスタープランの基礎的なことをやったとは思っていません。KJ法はあまりよろしくないと思っているのですが、あれが都市マスの説明会とは思っていませんし、まちづくり協議会にも来ていただいて、若干数名の所で都市マスの説明をしておられた。加茂野のまちづくり協議会では、色々な意見が出ていました。こういったことは広く広報をして広聴するということをししないと、住民は不満をもつと思います。説明会はできたものを広報するだけではなくて、聴取ということもしてもらわないと困ります。

○事務局

この12月に行う市民説明会は、パブリックコメントと同時進行で行うものでして、パブリックコメントという制度も原案をお示し、ご意見により修正を加えることもありえます。完成した印刷製本したものを配って、これですよという説明だけになるものではないです。特に立地適正化計画では誘導区域が含まれますので、こういった誘導区域の区域設定には、当然ご意見があると

ということが、他の先行している自治体でもあります。ご意見も踏まえて、例えば区域の案を変更することもあり得ます。ただ市事務局の方も都市計画審議会という法律で定められた会議の場で、答申というものを審議頂いて答申決定をいただくというプロセスを経てから、市民の皆様方に自信をもって原案をお示ししたいという考え方でございます。本日もそうですが、審議会で色々な意見をいただいて、修正すべき点がたくさんございますので、これらを皆様方に十分ご理解いただいた上で、市民の皆様にご意見をいただく過程を踏みたいと思っております。

○委員

都市計画の案というのは、素案の段階でやるべきだと思います。まさに今言われたことになってしまうので、その前になぜやらないのか。この間の市長さんの新庁舎の説明と同じで、だいたい決まっているが公の場ではまだ決まっていません、これは案の段階ですと言う。たたき台の段階でやればよいと思います。市民はもっとはじめの段階で変わると思っているから、行政手法のやり方に課題があると思います。

○事務局

今おっしゃられたことは十分理解したいと思えます。ただ、今回の都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画をつくる過程では、昨年1年かけました。市民の有志の方にワークショップ等で意見を聴取し、それから庁内の職員の意見を聴取し、まちづくり協議会で活躍してみえる皆様方の意見、議員の皆様、そして審議会委員の皆様、様々な行政分野の皆様、関係機関の皆様の意見を聴取し、やっとここまでまいりました。できることとできないことがありまして、先程も総花的なことをございましたけど、美濃加茂市全域の各地域で、今後20年間、どのように継続あるいは発展させるかという意味の施策を詰め込んでまいりました。今度、パブリックコメントを1か月間やります。この期間は非常に重要な期間だと思います。ここへ来られない方も含めて、広く意見をいただくのも一つですし、我々が直接、8地区へお伺いして、来られる方は限られますけれども、そこでご意見をいただき、その中で落ちていたもの、修正すべきものを判断して修正していくことになると思えますので、かなり意見をいただく機会として多い方だと、私は思っております。今日も、かなり練られてきておりますので、ひっくり返ることは当然ないと思えますし、ご質問には丁寧にお答えしていきたい、我々の思いを理解していただきたいような努力はしてまいりますので、本日出た修正点につきこれから修正をさせていただいて、パブリックコメントの準備をして、我々の考えをしっかりとまとめて、12月に市民の皆様方に説明会をさせていただいて、それでも足りない、もしくは修正点がある場合については、また審議をお願いする部分もあると思えます。市としても十分説明をしてまいりますし、広報についてもホームページや市報、あるいはメールなどのSNS系も含めて、出来る限りのお知らせをさせていただいて、この2か月、皆様方に準備をしていただいて、皆様方の意見がいただけるような環境づくりをしていきたいと思っておりますし、それに応えられるような準備をしていきたいと思っております。今回、たたき台といえばたたき台なわけですけど、市の基本方針としてご説明にあがりたいと思っており、十分に丁寧な対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員

広報、広聴は十分にやってもやりすぎではないと思います。重要なことと思いますので、住民に対する広報と広聴を要望いたします。

○委員

特定用途制限地域についてはよくわかりました。それで教えていただきたいのですが、現在、条例の規制等で、この特定用途制限地域というのは、ここの1箇所だけということではよろしいでしょうか。そうしますと、マスタープランの77ページで、第7章の地域づくり構想の5番目の加茂野地域にだけ、行政主体の取組みで、特定用途制限地域の指定の検討と書いてあります。加茂野地域だけが文言としてあるわけなので、そこで質問ですが、今、出されている特定用途制限地域内の用途の変更をするということですが、条例で変わったら、これをそのまままた加茂野にも適用するということなのか、加茂野は加茂野で用途の制限内容は考えるのか、お聞きしたいです。

○事務局

各地域で地元の意見を集約して、建てる用途についてはそこで考えていきます。

○委員

それなら安心しました。それで、一つ目の部分を消すということですが、言葉が理解しにくい。危険性があつたり環境を悪化させる建物をつくってもよいということになってしまう。行政用語では一定規模以下なら危険性がない、環境悪化の恐れがないというように読み取るということでしょうか。

○事務局

先程説明があつた区域の都市計画決定の条例のことがございます。その中で条例で規制するのが建築基準法の表がありまして、その区域の中でどれを対象にするのかということがありますので、その中でうたわれている文言をそのまま使って、ここの所に表示をしています。今現在の中で、そちらから使ってこの表現がされています。黒字の二重線で消してある所は用途として制限される所にあたっていますが、それを外すということで記載させていただいております。

○事務局

実際、建築基準法では化学薬品や火薬などの量で、建てられる、建てられないということを規制しておりますので、便宜上、言葉としてはこのように表現させていただきました。

○会長

現実的には、危険なものは造ってはいけないということにかわりはないということでしょうか。

○事務局

環境基準などの個別法令は当然守らなければいけませんので、今までは工場を建ててはいけないか、インターチェンジができた段階で各地域で例えばラブホテルができてしまうなど、生活環境が悪化するのではないかという恐れがありましたので、この特定用途制限を指定した段階では、市主導というよりも、地域の皆さんの声が上がってこの制限をかけました。風俗とかは規制したままですけれども、工場は建てられるよう緩和してもよろしいですか、というようなご説明を地域に伺ってさせていただきましたところ、その中で、絶対にだめだというご意見はありませんでした。今回の規制緩和は、インター前に工場が建てられます、事業所が建てられます、緩和をしたいですということのご審議をお願いしていきたいと思っております。加茂野につきまし

ても、加茂野地域の皆様方の発議によって、我々の生活環境をどのように守っていったらよいか、必ず利害関係者が出てきますので、そういった所も含めた中で、きちんと相談がまとまらな
いと、この特定用途制限を指定することはできないと思います。こういう手法もありますという
ことで、ここでは書いておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局

他にご質問がないようですので、報告事項は以上とさせていただきます。次回の第3回審議会
は、11月28日の夜間を予定しております。立地適正化計画と都市計画マスタープランの2つの
計画及び蜂屋南地区の用途地域指定（案）についてご審議いただきたいと考えております。ご予
定の方をよろしく願いいたします。

これもちまして、令和元年度第2回美濃加茂市都市計画審議会を終了させていただきます。
委員の皆様にはお忙しい中、ありがとうございました。

終了